

座談会① ちたのふくし50年の歩みと民生委員児童委員活動 ～「福祉のまちづくり」から「福祉でまちづくり」へ～

- 期 日：令和3年1月12日（火）
- 場 所：福祉活動センター
- 出席者：みやじまとしお宮島 寿男（知多市長）
わたなべまさとし渡辺 正敏（知多市社会福祉協議会会長）
はせがわじつしろう長谷川実彰（知多市民生委員児童委員協議会会長）
- 進 行：まつしたひろこ松下 広子（知多市福祉部長）

松 下：令和2年度は、知多市民生委員児童委員協議会では「たより第30号」の発行を予定しています。知多市は、市制施行から50年。社会福祉協議会は法人化から来年度で40年という、記念すべき時を迎えています。

そこで、本日お集りのみなさまで、知多市の福祉の歴史を振り返るとともに、連携や思いについて、お話を伺いたいと思います。

はじめに、みなさまの近況をお聞かせください。長谷川会長からお願いします。



者世帯へ暑中見舞いと年賀状による交流を試みました。葉書に添えた一言メッセージにたくさんの方から「ありがとう」の感謝の言葉をいただきうれしい思いになりました。大変な時期ではありますが、引き続き留意していきたいと思います。

さて、平成元年12月に5地区民生委員児童委員協議会が発足し、その3年程の活動報告を目的に平成4年3月に「知多市民生委員児童委員のたより」を創刊いたしました。

コロナ禍における 令和2年度の取り組み

長谷川：昨年の令和2年の知多市制施行50周年おめでとうございます。新型コロナウイルスの関係のため大きく事業変更が余儀なくされました。私どもの活動も大きく制限を受け、特に令和元年12月からの新任委員においては、地域の皆さんとの関係づくりに苦慮しております。

そのため今年度は、ひとり暮らし高齢



長谷川実彰民生委員児童委員協議会長

以後、毎年「知多市民生委員児童委員のたより」を発行し、令和2年度末の3月で第30号を迎えます。本号からカラーページにするなど紙面を一新し、見やすくしています。

民生委員制度創設からは100年の歴史を数えますが、知多市制施行50周年を迎えたこの時期に、改めて50年間の知多市の福祉の歴史を振り返るとともに、先人の足跡に思いを馳せ、行政、社会福祉協議会などの関係機関と民生委員、主任児童委員との関係や今後の連携についての思いや課題を語り、今後の知多市の福祉の発展を考える機会にするとともに、これまでの民生委員活動への思いや歩んできたことへの備忘録になればと、この座談会を開催いたしました。本日はよろしく願いいたします。



宮島壽男知多市長

宮 島: まずは、民生委員の皆さまにおかれましては、日頃から地域住民の方々からの相談や見守りなど、地域福祉活動をはじめ、市民の皆さまと行政との橋渡し役として、ご尽力を賜りまして、誠にありがとうございます。この場をお借りして、

心から感謝申し上げます。

また、毎年6月にご協力いただいております「ひとり暮らし高齢者及び高齢者世帯生活状況調査」につきましては、市内の新型コロナウイルス感染症の状況から調査時期を11月に変更し、ご配慮いただきながらの調査実施となりました。大変なご苦勞をおかけいたしましたこと、重ねてお礼を申し上げます。

本市は、只今、長谷川会長からお話がありましたとおり、今年度、市制施行50周年という節目の年を迎えましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、やむなく記念式典をはじめ多くの記念事業を延期または中止させていただきました。

新型コロナウイルス感染症の収束が予測できない状況ではありますが、感染状況に十分留意して、来年度に実施してまいりたいと思っております。

各分野において「新しい生活様式」に合わせて、職員一丸となって取り組んでおります。今後とも感染拡大の防止に全力をあげ、市民の福祉の増進のために、まい進させていただきたいと思っております。

民生委員の皆さまにおかれましても、感染には充分ご留意いただき、私共行政に一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

渡 辺: 民生委員の皆さま方は、私ども社会福祉協議会の役割である地域福祉の推進において、市民の多様な福祉ニーズの把握や情報の提供、関係機関への調整などで大変お世話になっています。この場をお借りしまして、改めて感謝申し上げます。

先程から話に出ています、新型コロナウイルス感染症の関係では、私どもの事業も大きく変化をいたしました。

特に、離職や収入減に伴い生活が厳しくなった方への生活資金の相談や貸付金額は、10年前のリーマンショックよりも遥かに上回っている状態です。

この生活資金の相談の生活福祉資金制度は、経済的に困窮する世帯が生活保護にならないようにと昭和30年に開始されたものです。



渡辺正敏社会福祉協議会長

民生委員の皆さまが世帯の自立支援に取り組みをいただいておりますが、今回のコロナ禍では、かつてない幅広い年齢層や雇用形態、職業を問わず多くの方が現在も貸付を求めています。

今まで社会福祉協議会に相談に来られなかった自営業の方、外国人労働者・留学生、タクシー・バスの運転手、非正規職員、更には学生アルバイトの方など潜在的に生活にお困りの方が幅広くお見えになることを認識いたしました。

今後とも暮らしを守り支えることに関し、民生委員の皆さまをはじめ行政ともしっかり連携をさせていただきたいと思っています。

知多市制施行50周年を 迎えて

松 下：本日の座談会のタイトルは、「ちたのふくし50年の歩みと民生委員児童委員活動」です。

そこで市長にお伺いします。知多市は、市制施行から50年となります。これまでの福祉行政で取り組まれた 主な施策について、お聞かせください。

宮 島：本市が取り組んでまいりました福祉施策についてですが、昭和45年9月の市制施行当初は、毎年、保育園を開園するなど、増加する児童の保育に対応しております。昭和59年には、知多市民病院の開業、現在のやまもも第1・第2の前身である「やまもも授産所」の開所など、医療や障がい福祉にも、力を注いでまいりました。

平成に入りまして、3年には、特別養護老人ホーム「ふれあいの里」の業務の開始、市内公共施設でのデイサービス事業の開始など、高齢者対策が始まったところでございます。

また、5年には、福祉の拠点ともいえる、ここ、福祉活動センターがオープンして、12年の介護保険制度のスタートに合わせ、前年度に設立した知多北部広域連合が事業を開始しておるところでございます。

その後、民間事業者がデイサービス事業などに参入し、充足してきたため、デイサービス事業を順次、廃止して、それに替

わって、29年からは、高齢者の居場所づくりのためのサロン事業を介護保険の予防事業として位置付けてきたところでございます。

また、平成26年には「やまもも園」を拡充し、29年に「障がい者相談支援センター」を、そして30年には精神障がい者の居場所である「地域活動支援センター」を、さらには令和元年に「障がい児相談支援事業所」を開所し、障がいのある方々の居場所や相談支援に尽力をしてきたところでございます。

時代の転換期に当たり、その時代の課題や今後のあるべき方向を指針とした地域福祉計画、障がい者計画や障がい福祉計画などの改訂も進め、計画に基づいた福祉施策を精力的に実施してまいりました。

以上が福祉施策の50年の概略ですが、その時々で、必要とされている福祉サービスの提供を着実に進めてまいりました。

今後も、市民おひとりおひとりがそれぞれ役割をお持ちいただきながら支え合い、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる「地域共生社会」の実現に向けた取組をより一層、推進してまいりたいと思います。

今も昔も変わらない

民生委員児童委員の歩み

松 下：民生委員制度は、平成29年に100周年を迎えました。知多市民生委員児童委員協議会は50年、地区民協は30年余の歴史を持ちますが、この間委

員として、また、会長としてもお務めになられ、率直にお感じになられていることを、お聞かせください。

長谷川：民生委員制度は、平成29年に制度創設100周年という大きな節目を迎えました。

多くの先達を守り、育ててきた民生委員制度がこれまで果たしてきた役割は極めて大きく、私自身も民生委員として30数年務めさせていただき多くのことを経験し学びました。

私が就任した当時は、全体で民生委員は64名で現在の定数118名（内、主任児童委員は11名）の約半数で、女性委員も少ない状況でした。

また、その当時の民生委員の性格は名誉職でしたが、平成12年の民生委員法の改正に伴い、現在は「地域福祉推進の担い手」となっています。

今日、家族や社会の姿が大きく変化するなか、人びとが直面している生活課題、福祉課題は多様化、複雑化しています。

そのなかであって、市民の身近な相談相手であり支援者である民生委員に寄せられる期待は大きく、その活動はより幅広いものとなっています。

しかし、こうした状況は民生委員の負担拡大にもつながっており、1期か2期の短い任期での退任者の増加とともに、新たな担い手不足を懸念しています。

また、社会的にも民生委員への期待の拡大や市民の理解不足も感じ、知多市民生委員児童委員ののぼり旗と腕章も作成



民生委員制度創設100周年記念シンボルマーク



民生委員制度 100 周年を記念して
作成したのぼりと腕章

しました。

市民の理解を高めていくために、地域のいろいろな活動の場面に顔を出し、「名誉職」から「市民にとって身近な相談窓口」を目指し活動を展開しています。

しかしながら、近年は、福祉分野のみならず、災害対策、消費者保護、交通事故予防など、幅広い機関からの協力依頼が増加しています。活動内容の精査もしながら、地域住民と行政のパイプ役を持続できるような活動にしていく必要性を感じています。



松下広子福祉部長

松 下：社会福祉協議会は法人化から来年度で40年を迎えますが、民生委員児

童委員と社会福祉協議会の関係について教えてください。

渡 辺：私ども、社会福祉協議会は、昭和56年6月に法人化し、令和3年度で40年を迎えます。この間、民生委員の皆さまと共に、「地域福祉の推進」を目的に様々な取り組みを展開してきました。

社会福祉協議会は、社会福祉法第109条に規定されているように、「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」であります。

また、民生委員とは、民生委員法第1条に、「社会福祉の増進に努めるものとする」とあります。

従って、ともに知多市の福祉向上を進めていく関係と言えます。

民生委員さんは地域住民の代表であり、地域住民の代弁者でもあるといえます。ですから、地域で困っていることなど、行政や社会福祉協議会に提言していただくとうい関係が築けると思います。

また、社会福祉協議会が福祉サービスを実施するには、地域住民の協力なしには進められません。そのためにも民生委員さんに協力をお願いすることが多いです。

具体的には、社会福祉協議会の理事を始めとする役員に就任していただいていること、更に資金貸付事業、共同募金啓発、高齢者相談、見守り活動、サロン活動、ボランティア活動支援、生活困窮者の相談など多岐にわたり、民生委員と社会福祉協議会との関係は、しばしば「車の両輪」といわれます。

それは、法律上の規定だけでなく、とも

にその活動の目的が「人びとが安全に、安心して暮らせる地域づくり」という点で共通しているからといえます。

今後の連携・協働においても、共通認識、適切な役割分担を一層図りながら、お互いの活動を補完し合える関係をお願いできればと考えています。

松 下: 渡辺会長から、民生委員と社会福祉協議会との関係は、「車の両輪」とのお話がありました。そこで、民生委員制度創設の原点から学びたいと思います。

長谷川会長にお伺いします。民生委員児童委員信条について変わらず引き継がれている言葉や考え方などがあれば、教えてください。

長谷川: 民生委員児童委員信条は、総会、地区民協では必ず唱和しています。

この信条は、昭和26年（1951年）に第6回全国民生委員児童委員大会で制定され、今日の民生委員活動の座右の銘となっています。

この信条を通じて、奉仕性や隣人愛、住民との信頼関係、自ら地域を歩き、その実情を把握すること、住民視点の活動など民生委員自身が守り続けていくべきものと確信しています。

それは、今も昔も変わらない「地域住民や地域社会を支えてきた役割」にも反映されていると思います。

具体的には、①地域住民の身近な相談相手や見守り役としての存在、②行政の協力者として福祉制度を効果的に機能さ

せる存在、③民間社会福祉活動（社会福祉協議会活動、共同募金運動）の推進者たる存在、④地域課題の可視化とそれに基づく支援制度の創出と拡充させる存在、などがあげられます。

しかしながら、平成17年に全面施行された個人情報保護法により、個人情報保護への過敏な反応による必要情報の入手の難しさ、オートロックマンションの増加による訪問活動の難しさ、支援を拒否する住民の増加などの課題はあります。

地域づくりは 「人づくり」

松 下: 民生委員は児童福祉法により、児童委員を兼ねています。そこで、子どもたちをめぐる課題が多様化・複雑化する中、安心して子育てができ、子どもが健やかに育つことができる地域をつくっていくために、児童委員と連携した地域づくりのあり方について、市長のお考えをお聞かせください。

宮 島: 子どもは私たちに喜びと活力を与えてくれる宝であり、将来の知多市を担う大きな財産でもあります。子どもが地域の様々な人との関わりの中で、心身ともに健やかに育っていける環境づくりは、私たち大人の責務であると思っております。

核家族化や地域のつながりの希薄化が

進む中、子育てをめぐる家庭や地域の状況は年々変化しております。子育てに不安や困難を抱える保護者が増えてきております。

また、ひきこもり、不登校など社会生活を円滑に営む上で困難を抱える若者の支援も課題となっておりますが、これは若者だけでなく、「8050問題」にも繋がる社会課題でもあります。

これらの社会課題に対して、市民活動団体や社会福祉協議会などと連携しまして、相談事業をはじめ、家族支援、就労支援、居場所づくりなどの総合的な支援に取り組んでいるところでございますが、地域で支え合い子どもが健やかに育つことができる「地域づくり」は大変重要なことであります。

この「地域づくり」には、児童委員の皆さま方の、日頃の声掛けや見守り活動が欠かせないものと考えております。

松 下: 先程、長谷川会長から新たな担い手不足を懸念されているとお話がありました。民生委員だけではありませんが、活動団体においては、担い手の不足も昨今の課題と言われております。

そこで、渡辺会長にお伺いします。社会福祉協議会として担い手不足解消のための、取組や考えについて、お聞かせください。

渡 辺: 現在の福祉活動は、民生委員制度創設期の生活救済的な福祉を基盤に、個々の幸せを追求する福祉に考え方も活動も変化している背景があり、実に多様で幅も広がっていると思います。

そう思いますと、改めて「福祉」とは「ふだんの 暮らしの しあわせ」そのものであると言えると考えます。

つまり、対象者をはっきりしてサービスを提供する側面だけではなく、日常生活から切り離さない身近なところに「福祉」があるとつながりやすくなるのではないかと思います。

幸い知多市では、まちづくり活動、ボランティアや市民活動、文化継承活動を経験された方が一定数存在していることから、これからの活動の担い手をつなげるヒントがあるのではないかと思います。



民生委員の担い手の確保を考えると、いかに普段の日常生活とあまり変わらない活動で「働きながらでもできる」、「自分にもできる」と思ってもらえることが鍵になります。

困ったことがあればお互い声を掛け合える雰囲気を作ることはもとより、仕事や社会経験で培った技術を地域の中で発揮できるような場をしかけていくことで、人と人や活動団体同士が会うきっかけをつくっていききたいと思います。

出会いから活動の輪を広げることで、地域に愛着を持ち、結果的に健康づくり

にもつながるといいと思います。

コロナ禍で、人と疎遠になりがちなのだからこそ、出会いの呼びかけのメッセージを、民生委員の皆さまとともに地域住民に届けながら日常からつながるきっかけを模索していきたいと考えています。

「共助」を 社会的インフラに

松 下: 次に、災害時について伺いたいと思います。

全国民生委員児童委員連合会から「災害に備える民生委員・児童委員活動に関する指針」が示されています。本市におけるあんしんとなり組・災害時要援護者支援事業について、進捗や活動の現状、また課題があれば、みなさまからお聞かせください。市長からお願いします。

宮 島: 災害発生時には、特に配慮を要する人の避難を、いかに迅速に行い、どう支援するかという課題があります。

本市では、あんしんとなり組・災害時要援護者支援事業の取組の中で、災害時要援護者登録台帳の登録を進めるとともに、地域の自主防災訓練時に安否確認訓練や避難訓練などを行っております。

あんしんとなり組事業の活動の内容は地域により様々ですが、外出時のあいさつや声掛け、遠巻きの見守り、家事の手伝い、趣味の誘いなど、お互いの負担にならない程度のちょっとした日頃の見守り活動等の取組を進めています。

災害時要援護者支援事業については、すべての地区との間で、「災害時要援護者名簿に登録された個人情報に関する確認書」の締結を終えておるところでございます。

今後も、災害時要援護者の把握に努めるとともに、日頃の隣近所の付き合いの中から災害時に助け合いができる仕組みや高齢者施設などの事業所と連携して、安全に避難できる体制の整備をしっかりと進めてまいりたいと思います。



松 下: 長谷川会長お願いします。

長谷川: 特に平成7年の阪神・淡路大震災以後、相次ぐ自然災害を受け、高齢者や障がい者といった災害時要援護者への支援体制構築は、民生委員児童委員協議会の自主的な活動として力が注がれてきました。

平成19年の民生委員制度創設90周年に際しては、全国民生委員児童委員連合会は、「災害時一人も見逃さない運動」を提唱し、災害時要援護者台帳の作成などの取り組みが進められたこともあり、知多市においても災害時要援護者の情報を支援マップに落とし込む活動をしています。

平成23年に発生した東日本大震災においては、この運動の成果もあり、被災地において民生委員が多くの住民の支援に力を発揮しましたが、その一方で56名もの民生委員が津波にのまれ、犠牲となったと聞いています。

この災害の教訓として、大規模災害時は委員同士の安否確認も難しくなること、災害時に民生委員ができる支援活動は限定的であるというが確認されました。

当然ながら、民生委員は災害対応の専門家ではなく、その地域で生活する住民のひとりでありますから、多くの役割を担えるものではありませんし、担うべきでもありません。

つまり、災害に備える民生委員・児童委員活動10か条の第1条にある「自分自身と家族の安全を最優先に考える」の言動に尽きると思います。

災害時の支援活動を行うためには、平常時から民生委員や関係機関に加え、近

隣住民が相互に協力し合う体制を構築していくことが不可欠です。これこそが、あんしんとなり組・災害時要援護者支援事業の目的であると思います。

松 下：渡辺会長お願いします。

渡 辺：先程話にもありましたように、東日本大震災からもうすぐ10年を迎えます。この10年の間だけでも、毎年のように大規模災害が発生しています。

災害時の社会福祉協議会の役割の一つに災害ボランティアセンターの運営がありますが、その前提として、日常生活の中で、災害の意識啓発をしっかりと行い、「共助」「互助」の考え方をこれからの社会インフラにしていく土壌が不可欠です。

そのためにも、このあんしんとなり組・災害時要援護者支援事業は、日ごろの地域のコミュニティづくりを通じて、日常のお互い様の助け合いの精神で進めてい

災害に備える民生委員・児童委員活動 10 か条

第1条 自分自身と家族の安全を最優先に考える

第2条 無理のない活動を心がける

第3条 地域住民や地域の団体とつながり、協働して取り組む

第4条 災害時の活動は日頃の委員活動の延長線上にあることを意識する

第5条 民児協の方針を組織として決めておく

第6条 名簿の保管方法、更新方法を決めておく

第7条 行政と協議し、情報共有のあり方を決めておく

第8条 支援が必要な人に、支援が届くように配慮する

第9条 孤立を防ぎ、地域の再構築を働きかける

第10条 民生委員同士の支え合い、民児協による委員支援を重視する

くことがポイントです。これは、地域の役員だけが行うことではなく、地域住民が我が事として捉えないと進まないと思っています。

具体的には、支援が必要な人も参加できる防災訓練、避難訓練を民生委員や地域住民の皆さまと一緒に作り上げるなど、地域住民で助け合える体制づくりを構築していきたいと思います。

地域共生社会づくりの 実現に向けて

松 下: 次に、福祉施策の新事業について伺いたいと思います。

今、国では地域共生社会づくりに向けた様々な施策を進めるために、社会福祉法の改正をはじめ、制度の見直しを実施しています。

知多市においても、人口減少の予測と高齢化率の上昇が懸念される中、オール知多で取り組むため、生活支援体制整備事業や重層的支援体制整備事業の推進を進めています。

そこで市長にお伺いします。この事業推進のために民生委員の皆さまに期待される役割について、お聞かせください。

宮 島: 本市では、現在、地域共生社会の構築に向けて、高齢者の日常生活上の支援体制の充実を図る生活支援体制整備事業をコミュニティ、老人クラブ、NPO、民間企業などと、連携・協働により進めているところであります。

令和2年6月の社会福祉法の改正では、障がい者、高齢者、子どもなどの分野を超えて、「相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」を推進するため、地域共生社会の実現を目指した基本的な方針が示されました。

民生委員の皆さまには、まずは、この重層的支援体制整備事業の制度をご理解していただく必要があると思っております。

例えば「相談支援」を市の組織で説明をするならば、現在、障がい者と生活困窮は福祉課、高齢者は長寿課、子どもは子ども若者支援課と、担当がそれぞれ分かれているところでございます。

しかしながら、「8050問題」や「ダブルケア」など、複合的な課題を抱える家族への支援や、制度の狭間にある課題への対応に、1つの担当課だけでは、なかなか解決ができません。

よって、関係課が集まって、包括的に、つまり支援体制を重層的にして解決していきましょう。いわゆる、行政の縦割りの弊害を取り除いて対応していきましょうということでございます。

市の組織でお話ししましたが、関係機関においても同様であります。

例えば、うちは、高齢者しか対応しませんとか、子どもに特化している団体ですということではなく、どんな内容であっても、一旦は受け止めていただく。そして、その後、担当する機関に繋いでいただく。つまり、「断わらない相談支援」をしているということでもあります。

この重層的支援体制整備事業を実施するに当たり、民生委員の皆さまの役割で

すが、決して大きく変わるものではありません。

これまでと同様に、困りごとを抱えた地域住民の情報を一早くキャッチしていただきまして、市や関係機関に繋いでいただきとともに、日頃の見守り活動をしていただくという、市民と行政との橋渡しを引き続きお願いするものでございます。本市は、令和3年度の1年間を準備期間として位置付け、令和4年度から実施する予定であります。

民生委員の皆さまにも、説明会などにご参加していただき、ご理解、ご協力いただきますようお願いいたします。

松 下：長谷川会長にお伺いします。

本日は、民生委員活動の座右の銘である「民生委員児童委員信条」、それに基づく活動などについてもお伺いしました。

そのなかで、家庭と地域をつなぐ役割をもつ民生委員ですが、地域で生活課題を持たれた方の人権を守る視点に目を向けますと何かお感じになられることがあれば、お聞かせください。

長谷川：これは、私見でございますが、例えば、子ども民生委員や一日民生委員などの取組みを中高生などで行い、社会教育の経験の場、親世代への理解啓発などで地域のタテのつながりを紡ぎなおすことが必要ではないか、と感じています。

今は、子ども会を卒業したら次に入るの老人クラブという感じで青年層の活動の場が薄れているように思います。この間の層に地域での「参加」と「役割」を持つことで、地域への愛着が生まれ、一時

的にでも故郷に帰ってくる意識が育つのではないかと思います。

広い意味では、子どもを地域で育てるということは、地域に大切に育ててもらった子どもは、また地域に対してやさしくなれる循環を生むと思います。それも一過性のものでなく、持続していくことが大切で、繰り返し学び、体験することで情操教育にもつながると思います。

人権を考えると、簡単なことではありませんが、その人がその人らしく生きていく権利を保障していくこととも言いかえられます。

先程の地域共生社会づくりの取組みにおいても「共に生きる」、「共生」の話がありました。

この「共生」を考えたとき「多様性」の理解をどうとらえるかが不可欠であります。



相容れない価値感を理解し合うには、単に相手に合わせて受け入れることではなく、新しい価値を創り出すことも必要で、そしてこれは、ぶつかり合うことが必要で容易ではありませんが、物事の本質を見極めながらつなぎ続けていきたいと思っています。

民生委員児童委員活動への 今後の期待

松 下: 本日は、「民生委員児童委員信条」をはじめ、それぞれのお立場での課題や考えについてお伺いすることができました。ありがとうございました。

ここで最後となりますが、本日のまとめとして、みなさまから一言ずつお願いします。市長からお願いします。

宮 島: 知多市は市制施行50年。民生委員制度は100年以上の歴史があるということです。これは、社会が常に民生委員の存在を求めているということであると私は思っております。

現在、社会を取り巻く環境は、少子高齢化や人口減少など社会環境が急激に変化する中で、子どもや高齢者、障がいのある方などに対する虐待、社会的孤立、生活困窮者の増加など、様々な課題があります。

また、ライフスタイルの多様化に伴って、近所付き合いや世代間の交流が少なくなるなど、家庭と地域とのつながりも希薄化してきておるところでございます。

さらに、追い打ちをかけるように新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う外出自粛などによって、これまでよりも地域とつながりにくくなるなど、地域社会を取り巻く状況は大きく変化してきております。

このような状況の中で、市民の皆さまが共に支え合い住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりの実現のためには、

地域における住民同士の支え合いの仕組みづくりが重要であると思っております。

この仕組みづくりは、住民の最も身近な存在である民生委員の皆さまのご協力がなくては実現することはできません。

時代の変化に応じて、役割を担い続けて来られた民生委員の皆さまに、改めて深く敬意と感謝の意を表しますとともに、本市の福祉発展のために、今後ともお力添えいただきますよう、よろしくお願いいたします。

松 下: 渡辺会長お願いします。

渡 辺: 民生委員活動の基本は、今も昔も「住民の心の拠り所」です。

隣人としての思いや民生委員としての使命感があるからこそ地域の人々を支えることができます。だからこそ、その民生委員の皆さまが、やりがいと誇りを持ち続けていただけるように、民生委員の皆さま自体を支援するしくみも同時に大切であると思います。

これからのまちづくりは、座談会のサブタイトルにもありますように「福祉でまちづくり」を行うことで、これからの知多市の地域共生社会の実現に近づいていくと考えます。社会福祉協議会といたしましても、今後も更に連携を密にして取組みをしていきますので、今後とも引き続きよろしくお願い申し上げます。

松 下: 長谷川会長お願いします。

長谷川: 今日、急速に進む社会や家庭の変化のなかで、地域住民が抱える生活課題

はきわめて多様化、複雑化しています。

そして、社会福祉分野のみならず、教育、消費者保護、災害対策など、さまざまな分野において民生委員への期待は大きく、すでに近年、民生委員活動はその範囲を急速に広げています。

そのような中、平成30年3月の市長名で、ひとり暮らし高齢者・高齢世帯の実態調査の対象年齢が65歳から75歳に引き上げる旨の通知がありました。長寿社会を反映しての対応ですが、民生委員の負担軽減の視点からは有難く思いました。

民生委員がめざすものは、誰もが笑顔で、安全に、安心して暮らせる社会づくりであり、そのために、日々、市民に寄り添い、身近な相談相手となり、つなぎ役、また見守り役として活動していくことが求められます。それは、人びとの「笑顔」のための活動といっても過言ではありません。

私は、「広げよう 地域に根差した 思いやり」を信条にこれからも民生委員の仲間とともに知多市の福祉向上に寄与してまいります。

そのためにも、民生委員の活動を更に啓発し、地域の理解を広げるとともに、委員が一人で抱え込まないように、民生委員児童委員協議会がもっている機能を活用し、さまざまな機関と連携し、互いに助けあっていけるような関係づくりを推進していきたいと考えています。

それが、これからの知多市の福祉発展、子どもたちの明るい未来につながると思っています。

本日は、「ちたのふくし50年の歩みと民生委員児童委員活動」と題して、とてもいいお話をいただきました。ありがとうございました。

